日	時	平	成 2 ′	1年1	2月	1 8	3日(金)	午前	1 0 ₽	寺	開	議	
出席議員		(16/	()									
			1番	エ	藤	和	子		2番	大ク	、保	朝	泰
			3番	大	溝	雅	昭		4番	I	藤	俊	広
			5番	エ	藤	禎	子		6番	村	上	啓	=
			7番	北	Щ	_	衛		8番	佐々木			隆
			9番	後	藤	秀	憲	1	0番	Щ	田	鉱	_
		1	1番	鳴	海	泰	Ξ	1	2番	中	田	博	文
		1	3番	斎	藤	直	文	1	4番	エ	藤	賢	治
		1	5番	福	\pm	幸	左 隹	1	6番	村	上	隆	昭

欠席議員 (なし)

出席要求による出席者職氏名

市長	鳴海広	. 道	副 市 長	玉 田	芙佐男
総務部長	鳴海勝	文	企画財政部長	山田	良一
民 生 部 長	三浦裕	〕寛	福祉部長	齋 藤	繁 人
農林商工部長兼 バイオ技術センター所長	小田桐 正	植	建設部長	佐々木	武市
会計管理者兼 会 計 課 長	福 坂 直	[栄	上下水道部長	角田	祐一
黒 石 病 院 事 務 局 長	村元英	美美	秘書課長	種市	斉
財政課長	成田耕	‡ 作	国保医療課長	福士	勝彦
福祉総務課長	奈良岡 和] 保	商工観光課長	境	裕康
監査委員	廣 瀬 左	喜男	教育委員会 委員 長	篠 村	正雄
教 育 長	横山重	ĒΞ	教 育 部 長	久 保	正彦
社会教育課長兼 青少年相談センター所長	黒瀧清	隆	選挙管理委員会 委員長	乗田	兼雄
農業委員会会長	佐 山 秀	美			

会議に付した事件の題目及び議事日程

平成21年第4回黒石市議会定例会議事日程 第3号

平成21年12月18日(金) 午前10時 開 議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議案第124号 黒石市部設置条例の一部を改正する条例制定について

- 第 3 議案第125号 黒石市税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改 正する条例制定について 第 4 議案第126号 黒石市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定に ついて 第 5 議案第127号 黒石市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定 について 議案第128号 黒石市温泉供給事業経営審議会条例の一部を改正する条例制定につ 第 6 いて 議案第129号 黒石市農村環境改善センターの指定管理者の指定について 第 7 第 8 議案第130号 黒石市立中郷公民館及び黒石市北地区小体育館の指定管理者の指定 について 第 9 議案第131号 黒石市立山形公民館の指定管理者の指定について 第10 議案第132号 黒石市立浅瀬石公民館の指定管理者の指定について 第11 議案第133号 黒石市立東公民館の指定管理者の指定について 第12 議案第134号 黒石市立中部公民館の指定管理者の指定について 第13 議案第135号 黒石市立牡丹平公民館の指定管理者の指定について 第14 議案第136号 黒石市立上十川公民館の指定管理者の指定について 議案第137号 黒石市西部地区センターの指定管理者の指定について 第15 第16 議案第138号 津軽広域連合規約の一部変更について 第17 議案第139号 平成21年度黒石市一般会計補正予算(第7号) 第18 議案第140号 平成21年度黒石市介護保険特別会計補正予算(第3号) 第19 議案第141号 平成21年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算(第5 号) 第20 議案第142号 黒石市国民健康保険黒石病院事業の設置等に関する条例の一部を改 正する条例制定について 第21 議案第143号 黒石市国民健康保険黒石病院事業管理者の給与及び旅費に関する条 例制定について 第22 議案第144号 黒石市国民健康保険黒石病院企業職員の給与の種類及び基準に関す る条例制定について
- 第24 議員提出議案第3号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見

第23 議案第145号 黒石市国民健康保険黒石病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改

正する条例制定について

書の提出について

出席した事務局職員職氏名

事務局長奥野正行

次 長 長谷川 直 伸

主幹兼議事係長 太田 誠

議事係主査 山谷成人

会議の顚末

午前10時02分 開議

議長(斎藤直文) ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

議長(斎藤直文) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

5番工藤禎子議員、10番山田鉱一議員を指名いたします。

議長(斎藤直文) 日程第2 議案第124号 黒石市部設置条例の一部を改正する条例制定 についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。 質疑に入ります。5番。

5番(工藤禎子) 2点お聞きいたしますけれども、1点目は、庁内でもちろん検討したわけですよね、検討を重ねたわけで。その結果をですね、明らかにすべきだというふうに思いますので。例えば、私たち常任委員会でも賛成・反対意見ということも述べながら可決した話をしますけれども、そういうやっぱり生のですね、職員の声を知りたいということもあって、検討結果の中での意見なども明らかにしていただきたいと思います。

それから、例えば、今の民生部と福祉部が一緒になるわけですけれども、民生部と福祉部の 今の人数と、4月1日から体制を考えている職員のその部のですね、職員の人数はどうなるの か、お知らせ願いたいと思います。

議長(斎藤直文) 総務部長。

総務部長(鳴海勝文) 今回の機構改革につきましては、昨年策定した財政運営方針に基づき 実施するものであります。これに当たっては、3月から職員の意見を聞きながら、関係課との 意見調整を図り、さらに数回の部長会議で検討されたものであり、最終的には市の行革本部で 決定したものであります。行革本部で決定した事項につきましては、各課の職員に決定事項を 文書で回覧をしております。

それから、改正後の職員の数ですが、ちょっと手元に資料ありませんので、後ほど詳しくお知らせしたいと思います。以上であります。

議長(斎藤直文) 5番。

5番(工藤禎子) 意見は紹介できないんですか。反対意見でもいいです。慎重意見でもいい です。そういうことが出たことをちょっとお知らせ願いたいと。

それから、やっぱり職員数なども不補充ですから減るのかなあと。そうすると、やっぱり住民サービスの低下ということで、一番心配するわけですよね。その点も含めて、そういうことはないと。今と同じ、あるいは今以上にできるというようなことがあるんであれば、述べていただきたいと思います。

議長(斎藤直文) 総務部長。

総務部長(鳴海勝文) この部の改正に当たっては、さまざま意見がありました。当初は部制を全く廃止してもいいじゃないかというような意見もございましたが、我々としては、それを行うことで業務停滞につながれば困るということで、この改革の基本に掲げているのは、市民生活に影響を及ぼさないものがまず第1点。それから、市民の利便性向上に配慮すること。市の財政状況を考慮すること。市の重点施策を優先的に実施していくなどの観点から、今回の部の統廃合に至ったものであります。

さらに、今後七、八年の中に職員の削減数が自然減ではありますが、100人ほど見込まれております。そういうことからして、少ない職員でも行政運営が可能な市民サービスの低下を招かないということを念頭に置きながら、改正しようとするものであります。以上であります。 議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第3 議案第125号 黒石市税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞

議長(斎滕且又) 日程第3 議業第125号 黒石巾税外額収入滞納金管促手数科及び延滞 金徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。 質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第4 議案第126号 黒石市水道事業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。 お諮りいたします。 本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。 質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第5 議案第127号 黒石市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。 質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第6 議案第128号 黒石市温泉供給事業経営審議会条例の一部を 改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。 質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第7 議案第129号 黒石市農村環境改善センターの指定管理者の 指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。 質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第8 議案第130号 黒石市立中郷公民館及び黒石市北地区小体育館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。 質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第9 議案第131号 黒石市立山形公民館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。 質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第10 議案第132号 黒石市立浅瀬石公民館の指定管理者の指定 についてを議題といたします。 提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。 質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第11 議案第133号 黒石市立東公民館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。 質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第12 議案第134号 黒石市立中部公民館の指定管理者の指定に ついてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。 質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第13 議案第135号 黒石市立牡丹平公民館の指定管理者の指定 についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。 質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第14 議案第136号 黒石市立上十川公民館の指定管理者の指定 についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第15 議案第137号 黒石市西部地区センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。 質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第16 議案第138号 津軽広域連合規約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。 質疑に入ります。5番。

5番(工藤禎子) ふるさと基金を国が出さないということで国は政策変更したわけですね。 つまり、お金を出しませんという方向にしたわけです。そうすると、これからの広域連合はどうしていくかっていうふうにちょっと調べたところ、今現在、8市町村の広域連合、ふるさと基金1億円くらいあるというふうに聞いています。これで回していくと。だけれども、どうしたって減ってきますので。そうすると、まず市のね、持ち出しも出てくるんじゃないか。伴ってくるんじゃないかっていうふうな心配をするわけですけれども、市の考えをお聞きしたいという、まあ一つ。

二つ目は、これから広域連合が必要なのかっていう議論にもなってくるやもしれないし、また今は主に介護保険の二次査定しているわけですけれども、広域的な病院だとか、消防だとか、ごみだとかっていうような状況をね、広域連合が預かって位置づけささっていくというようなことも考えるわけですけれども、その辺どのように考え展望しているのか、お聞きしたいと思います。

議長(斎藤直文) 企画財政部長。

企画財政部長(山田良一) 基金の持ち出しについてですが、今後、市の負担はありません。 以上でございます。

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第17 議案第139号 平成21年度黒石市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。 質疑に入ります。12番。

12番(中田博文) 15ページ、3款の民生費、1目児童福祉総務費であります。

19節の一時保育促進事業費620万の減。それとですね、休日保育事業費441万の補正でありますね。それと一時預かり事業費765万。これ極端に額が減額と補正ということってなっていますので、その実態がどのようになっているのかということを、まずはお尋ねいたします。

それとですね、最近、いろんな話が出てきてまして、青森の方からなんですけれども。黒石の保育園の方にですね、青森市の方で調査が入っていると。それとまた、青森県の方からは監査という形で話があったんですけれども、確認したところ特別監査が行われていることが最近伝わってきております。ということで、担当の黒石市の担当課では、このことを承知しているのかということを、まずはお尋ねいたします。それと、監査と特別監査の違いということもわかる範囲でお知らせ願いたいと思います。

問題になっていることは、広域保育の入所に絡むことと聞き及んでおりますけれども、広域 保育とはいかなるものかということを、まずはお尋ねしたいと思います。で、手続等は多分広 域ということになると、複数の自治体に絡むことだと思いますので、手続等がどのようになっ てるか、まずはお尋ねいたします。 それと、市長の方にお答えできるかどうかわかりませんけれども、黒石市の保育連合会が二つぐらいに割れているということを聞き及んでおりますけれども、保育連合会の県の役員等になっている方のお話でいくと、やっぱりその子供たちのことを考えた場合、やっぱり市町村にあってはそれぞれが一本化するべきが一番ベターなことではないんですかという助言をいただきましたので、過去にもこういろんな、市長が汗をかいた時期もあったらしいんですけれども、再度また一本化に向けてということの行政の関与っていうんですか、その話し合いの懇談の場を設けていく必要があるだろうし、県の連合会では、やっぱりそういう中に入っていただきたいっちゅう要望も一部にありましたので、つけ加えて今、市長のコメントいただけるかどうかっちゅうことを、まずはお願いしたいと思います。

それと18ページ、7款商工費、観光費の中の17節公有財産購入費であります。

これはこみせ駅の取得ということであります。多分、この後、この件に関しては、補正予算 に関してはこの件も含んで議決、可決になるだろうということを想定しながら、この後、議会 後どのような手続等が行われるのかっていうことを、まずは流れとして聞きたいと思います。

それとですね、この後流れからいくと、修正動議、こみせ駅の取得に関しての減額的なものの修正動議が出るということで、若干私自身もそれを聞いて憤りを感じている一人であります。で、この件に関して、伝建群を生かしたまちづくりということで、多数の議員がやりとりを行政側に進言なり質問なりしておりますけれども、修正動議出される方、山田鉱一議員と工藤和子議員というふうな形で出ておりますけれども、工藤和子議員は今回のこのこみせ駅取得に関しての議案説明終わった後、その項目も含めて議会で一般質問をされております。これはこれでわかるんであります。

で、逆にですね、もう一方の方の方の最大会派であります。その会派からですね、こみせ取得に絡むものの一般質問等の質問も何もこの会議場では行われておりません。やっぱり、その疑念とか疑問あるんであれば、堂々とこの議場で一般質問で取り上げるとかっていうことをやっていくべきだと思います。

ということで、市長にとっては、この後賛否ということになってですね、反対者もあった、 反対の議員もあったということが報道されるになれば、県なり国の文化庁あたりでも、やっぱ り黒石市を見る目は変わってくるだろうし、今後ともそういう国庫補助というものが出てくる のが往々にやりづらくなるだろうし、伝建群整備の推進は大変厳しいものになると思いますの で、市長の方の見解のほどを、もしできればお願いしたいと思います。以上です。

議長(斎藤直文) 市長。

市長(鳴海広道) まず、保育連合会。同じ理想を持ち、同じ夢を持ち、子供の幸せを考えている各保育所の考えっていうものは、私は一つであっていいのではないかと。ただ、中田議員

が今二つという表現、黒石には二つの保育所があると。私は1年に1回か2回懇談しますけれども、私と懇談するのは一つでありまして、あとの一つは私は一つの会をつくってるならば黒石には二つ存在すると、そういう表現でいいと思いますけれども。どうも、なぜ一緒にならないのか、それは市長としては甚だ残念でなりません。私は事あるごとに、そうあんまり大きな違いのない同じ保育所を運営するに当たって、そう考えの違いがあるはずがないのになぜかしら黒石保育所連合会、六つか七つ、あと入ってない人が四つか五つ、そういうことはこれでいいのかなあ、中田議員はどっから聞いてきたかわかりませんけれども、青森県あたりでは県保育連合会では1本でやってもらいたい。当たり前であります、それは。私もそのことは常に懇談する場合、必ず申し上げているはずでありますけれども、ここ五、六年、10年と言ってもいいと思います。なかなか一本化できないのがどういうことなのか、それ以上は市としても何も介入する必要はないわけでありまして、それぞれ考えがあると思いますので。ただ、いろんな福祉というのは、今いろんな意味で問題が多い中で一本化は私は理想とするところであります。それ以上は申し上げられません。

あと一つは文化庁。それはまだ反対動議出ていない中で、これから賛成してくれると思いますから、私は何もそういうことに対しては、中田議員余りそうあんた先走ってもまいねでしょ。 動議出してまた賛成するとは思いませんけれどもね。以上であります。

議長(斎藤直文) 福祉部長。

福祉部長(齋藤繁人) お答えいたします。 1 5 ページの負担金補助及び交付金について、お答えいたします。

補助金、一時保育促進事業費がマイナス621万、一時預かり事業費が765万となっております。これはですね、一時保育促進事業費が事業名の変更になりまして、一時預かり事業費になったものでございます。ということで、一時保育促進事業費の方がまるっきり減額したということで、一時預かり事業費の方が事業名変更と補助基準額の増額の改正もありました。それで若干ふえているという状況です。

それから、休日保育事業の441万、これも補助基準額が大幅に増額になったものでございます。

それから次に、黒石市の保育園に監査が入ったのを覚えているかという御質問のようでございますが、監査を実施したということは聞いてございます。ただ、まだ調査の段階ですので、 現時点でお話しすることはございません。御理解願いたいと思います。

それから、広域入所ということで若干説明いたします。

広域入所というのは、保育に欠ける児童を居住地以外の市町村にある保育所に入所させることを広域入所といいます。流れはですね、広域入所を希望する保護者は、居住地の市町村に入

所の申し込みを行います。例えば、黒石の方が平川の保育所に入れたいと、そうなれば黒石の方に申請するということで、申請を受けた市町村は平川の方に協議して、平川の方で定員がいっぱいでないとか、別にその支障がなければ平川の方で受ければ、それで入所が決定するということでございます。その逆もあります。

それから、3点目は一般指導監査ですか、と特別監査の違いということで私判断しましたけれども、一般の指導監査は原則として毎年1回指導監査がございます。で、特別指導監査というのは、一般の指導監査で何か問題が発生すれば随時実施するのが特別監査だと認識してございます。以上です。

議長(斎藤直文) 農林商工部長。

農林商工部長兼バイオ技術センター所長(小田桐正樹) 公有財産購入費の議決後の手続について、お知らせいたします。

議決を経た後については、速やかに地権者の方々との売買契約締結並びに所有権移転登記の 事務に入ります。年末もありますので、年を越すことを想定しております。

そして、登記終了後、売買代金の支払い、そして全地権者の終了後に文化庁へ実績報告書を 提出、そしてその後文化庁の方から補助金の確定通知をいただいたのと同時に、当市から補助 金を請求するものと思います。

それと同時に並行して、財産の設置条例ですね、を上程等もあるんですけれども、それは一 応3月議会を想定しております。以上です。

議長(斎藤直文) 6番。

6番(村上啓二) 15ページ、民生費、児童福祉全般でお聞きしたいと思います。

私、担当課の方から、黒石市内の保育所の入所状況によった資料があります。これに沿って お聞きしたいと思います。

黒石市内の定員が1,260名ですか、それに入所者数が1,231名ということで、29名が定員割れ起こしております。しかも、このゼロ歳児からことし卒園する5歳児までその内容を見てみますと、卒園する5歳児がことし253名、ゼロ歳児が135名と。いわゆる少子化がさらに来年度は進行して、その定員割れが加速的に進むという方向にこの表は示しております。よってですね、少子化、定員割れ、このものに行政側はいかに思うのか。

また、いま一つは、保育連合という組織があるようですが、中田議員もおっしゃってました。 そこら辺でこの少子化というものに対しての、定員割れというものに対してのいかに共有して いるのか。そこら辺がどうなっているのか、市当局の考えを示していただきたいと。

いま一つは、広域保育ですね。よその自治体から市内の保育所に来ている園児が88名であ ります、児童数が。言うならば、逆に黒石の園児がよその自治体のお世話になっている人数は 何名ですか、まず聞きたい。

そしてもう一つは、中田議員が監査が入っているという、特別監査だっていうようなお話もあったわけですが、そこら辺の回答がないので、あえてどうのこうのとは言いませんけれども。私、以前、農協の監査してきている関係上、監査というものはこれが各保育所の鏡であります。鏡に沿って元帳があって、各種の台帳があって、補助簿があって、出納帳があって、伝票があるんですよ。その伝票と諸帳簿と照合して突合すると問題ない。不突合になると、この数字が若干変わるのではないのかなあという懸念を持ちますが、いかがですか。

議長(斎藤直文) 福祉部長。

福祉部長(齋藤繁人) まず、少子化問題ですけれども、非常に大きな問題だと自分も感じております。いろんな理由がございます。晩婚化とか、居住問題とか、雇用問題とか、いろんな問題がございます。福祉部としても、いろんな事業を展開しております。妊婦健診の回数をふやしたり、3歳未満児の保育料を無料化にしたり、就学前の医療費の自己負担を助成したり、所得制限を撤廃したりしていろんなことをやっておりますが、少子化には歯どめがかかっていないという状況でございます。

黒石市も年々出生数が減っております。平成16年には出生数が300人を超えていましたけれども、平成20年には215人、今後200人を切るのではないかなと危惧もしております。黒石の保育所もそういう影響を受けてか、ここ二、三年定員割れを起こしております。今後、こういうようなことが継続するということになれば、一つの策として、保育所側でも定員の減を考えていかなければならないのかなあということで、私は考えてございます。

それから、広域の数ですけれども。黒石から市外へ広域入所している、出ていってる子供たちの数は44名でございます。

それから、監査の件ですけれども。議員が持っている表については、うちの方でもどこの保育所に何歳児が何人入っているかっていうのは常にチェックして、保育所の方からもそのような請求書が上がってきます、それはチェックしております。ただ、間違いがあったとすれば、それは当然直すべきものだと思っております。以上です。

議長(斎藤直文) 6番。

6番(村上啓二) ありがとうございました。88名よその自治体から来て、こっちからは4 4名出ていますよと、こういう内容のようです。

特別監査、それから指導監査、そのどっちの監査なのかは表明しませんから、あえてこれ以上は言いませんけれども。仮にですね、監査をして、この提出している数字が動くとすると、これは市当局も調査なり監査はしなければだめですよね。ただし、それができないとすれば、今回やってるどこの機関がやってるかわからないけれども、監査の報告書なり公表なりは要請

すべきだと思う。そう思うが、いかがですか。

議長(斎藤直文) 福祉部長。

福祉部長(齋藤繁人) 当然、間違っているのであれば訂正します。

それから、監査の結果、保育所の監査の権限があるところは県でございます。もし、例えば 不適正なことがあれば、市としてもどのようなことになったのかっていう情報は求めていきた いと思います。以上です。

議長(斎藤直文) 12番。

12番(中田博文) 先ほどの答弁いただいた継続でありますけれども、青森市の方で調査に来てる、県の方で特別監査に来てるという広域的なものっていうことでありますので、1カ所なのか複数なのかっていうことを、もしつかんでればお答えしていただければと思います。

それとあと、こみせ駅取得ということで、伝建群のまちづくり、市長は今までの答弁でも、 役所の方は行政は一生懸命やってると。ただ、私の見解違うのは、まだまだ市民に対する伝建 群の位置づけっていうか、伝建群の指定を受けたその重さ。それとまた伝建群の整備の進めて いく意義のあり方。このものがまだまだ足りない。

というのは、今回の件で議員の目の当たりにしている、議会でやりとりして目の当たりにしている議員ですら修正動議を、今まだそのものは財政的には不可ということで修正動議を出すと。ということと含めて、職員の方にちょっと聞いたんです。そしたら、やっぱり異論を唱えていました、職員の中で。で、私いつも議会でしゃべっているのは、質問でしゃべってるのは、中町を中心としてまずそこが先で、あと市民に意義のあり方っていうものを知らしめていかなければいけないと述べてきましたけれども、ここに至っては、やっぱり黒石市、庁舎、職員、これがやっぱりもっと認識、意識、啓発、高揚というものを高めていってからでないと出ていかれないのかなということを感じましたので、その点、財政再建1番。この後はこの伝建群のあり方っちゅうことを再度庁舎内で、市長からお話をしていただければなということを今感じたので、申し上げたいということであります。

議長(斎藤直文) 市長。

市長(鳴海広道) 中田議員にお答えをいたします。

私なりに黒石のまちづくり、その中のこみせ中心になるだろう。一生懸命やってまいりましたけれども、そう指摘されると、パーフェクトなのかっていうと、まだ努力が足りないという御指摘ですので、どうか中田議員もこれ以上にこみせの将来について御提言くだされば心強いし、議会もまたそういうのでは、私は議会ごとにこみせの将来、伝建群がどうあるべきか。その中でのこみせ駅、松の湯、連動させながらこの商店街、黒石の将来をどうつなげていくのか。しかも、年々観光客もふえていることも事実であります。そのために、どうそれに行政として

やれるものはやっていかなきゃならないのか、このことではないのかなあと。大変、私の指導力のなさで役所の職員もわからないという御指摘ですので、そのことについてはきょうは、きょうは率直に受けとめたいと思います。そういう職員がいるのかなあと私はそう思いますけれども、中田議員もちゃんとそういう職員、わからない人がいるということをお話をしていましたので、重ねてその意義、これからの黒石にとってもっとも大事なところはたくさんありますけれども、その中の一つであるこみせの将来というものを徹底していくことを、させていくことを約束をしたいと思います。

議長(斎藤直文) 11番。

11番(鳴海泰三) 市内の運営する施設に問題があり、県の指導監査が入っているとの話が市内で出回っております。その点について、行政ではどのように認識をしているのか。さらには、その話が本当ならば、運営費を出している行政は、どのような指導をしているのかについてもお聞きします。

また、民間移譲する際に、不適切な運営が行われた場合の対応はどのようになっているのか。 この問題は当市だけではなく、他市とも絡みますので、両市または県とも連絡を密にし、問題 を解決しなければならないと思いますが、この点についてもお聞きします。

議長(斎藤直文) 福祉部長。

福祉部長(齋藤繁人) 先ほども答弁してございますが、何について監査が入っているのかわかりません。ということで、お答えはできません。

それから、不適切の場合ですか、当然それが間違いであれば、当然補助金だとすれば返還していただくことになります。

それから、民間移譲のときにということですか、民間移譲するときには、当時の検討委員会で十分に吟味して移譲していると思いますので、それは問題ないと思います。以上です。

議長(斎藤直文) 11番。

11番(鳴海泰三) 問題がないという答弁でありますけれども、私が調べたわけでないんですけれども、その民間移譲するに対し、書類とかそういうのに、運営が適切でない場合のそういう罰則があるかをお聞きします。

議長(斎藤直文) 福祉部長。

福祉部長(齋藤繁人) その不適切なことがあればとか、そういうふうな契約があるかないかということですけども、民間移譲の際には、そういうものはうたってございません。民間移譲するのはどこなのかっていうことだけで進んでいると思います。以上です。

議長(斎藤直文) 5番。

5番(工藤禎子) 15ページのですね、民生費の1目のところのですね、13の委託料、保

育対策等特別事業委託料のところでお聞きいたしますけれども、先ほど来も聞いていますが、 広域でですね、入所している人の内容。例えば、出産とか親の病気とかで里帰りして、実家に 来て入所しなければいけない。あるいは、勤務場所の関係で広域的にやった方が便利だ。ある いは、その保育内容がすばらしいから選んでここに入所したという、そういうような内容があ ると思うんですけれども、その内容を大ざっぱにですね、その88名の内容がわかればお知ら せ願いたいというふうに思います。

それから、私も、全国的には待機児童が2万5,000とも言われているわけですが、本県や本市は都会と違って、逆に定員割れを起こしているわけですから、待機を心配するような状態はないわけですけれども。逆に入所率を見ますと、非常にアンバランスがあります。140%もあれば入所率ですね、75%台まであります。定員に満たなければ運営は当然厳しくなってくるわけです。もっとやっぱり横の連絡で紹介し合うというような、そういうやっぱり協力体制っていうのは必要だと思います。全体としてどこの保育園も厳しい経営状態であるからこそ、どなたかも言いましたが、この15のですね、市内15の認可保育所が一致団結して保育事業をですね、15の施設が維持していくというふうなですね、取り組みが重要だと思います。ですから、そのためにすべてが県の保育連合会に入る。市の保育連合会を1本に絞って結集すると。やっぱりそういうですね、状況をつくり上げていくっていうことが非常に保育行政を守る立場からも重要だと思いますので、そういう点でのやっぱりかかわっていく、指導や提言していくという姿勢をより一層強めていただきたいというふうに思いますので、改めて市長の見解も聞きたいと思います。

それから三つ目は、よくわからないので教えていただきたいんですけれども、この市からいただいた保育所の法人名とか理事長・施設長という名前が入ったものがあるんですけれども。例えば、理事長と施設長とか兼ねている方もいますよね、わかっていると思うんですけれども。あるいは、この保育所がほかの市外の保育所も経営している、幼稚園も経営しているとかっていうこともありますよね。そうすると、その一職員が二つにですね、役職を持っているというふうになった場合に、2カ所から給与をもらえるということになっているのか。この理事長は給与がないっていうのは聞きますけれども、その辺の体系っていいますか、給与の状況ってどうなっているのか、お知らせ願いたいと思います。

それから、伝建群の関係で18ページなんですけれども、やっぱり議員も市民もそうですけれども、取得してもさらにまた悪化するんではないかというようなことも非常に危惧されるし、善意で心配している人たちもいっぱいいるわけですよね。しかし、取得を提案するからにはですね、市が今まで取り組んできた問題点、それから成功した方針も失敗した方針もあると思います。そういう原因も分析しながら、これらをしっかり総括して方針を出していくということ

が非常に今求められていると思います。だって現に、こみせにね、余り通常ですよ、市民も来ない、近隣の人も来ない。イベントのとき来るけれども、売り上げはそう伸びていない。人はこう入っているようだけれども。

というような状況もあるわけで、これを画期的に変えなきゃいけないというようなことをですね、やっぱり持つことが必要だと。とすれば、やっぱり役所内がですね、一致団結して取り組むことが本当に必要なんです。でも、余りだれもほかを期待してはだめ、助けてくれませんから。市が本腰を入れてこの伝建群のこみせのところをね、どう盛り上げていくかということを本当に考えていただきたいと。そういう姿勢でやっぱり役所がまとまる。あるいは市民みんなも盛り上げていこうというふうにやれるんではないかと思いますので、その辺のちょっと決意というか考えていること、これからでしょうけれども、そういう意気込みが伝わるような答弁をお願いしたいというふうに思います。

それから、21ページのですね、教育費のところの3目のほるぷ子ども館のあそこも図書が 主だわけですから、その関連でスポカルの図書コーナーのことでちょっとお聞きしたいんです けれども。今パソコンを持ち込めるようにはなっているんですけれども、電源を貸さないので、 充電して持っていくというような、何ていうか不便な状態にあるわけですね。それでインター ネットとか使うわけではありませんから、なぜ電源を開放しないのかということでいろいろお 聞きしましたけれども、やっぱり私はこういうときに進んでいるところ、近隣のおくれている ところ、やっていないところを比較するんでなく、進んでいるところの考え方はどうなのかっ ていうことで参考にすべきだと思います。

で、3件ほど私、全国のところちょっと電話をしました。そしたらやっぱり、基本的に図書を、図書館の図書を活用していただいてパソコンを利用するというふうに位置づけて電源を開放すると。幾らでも市民の皆さん勉強してくださいというふうにですね、積極的に開放するという立場の方が私はいいと思うんですけれども、そうかからない、電気料そんなにかかるはずはないと思いますので、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

議長(斎藤直文) 市長。

市長(鳴海広道) 工藤禎子議員にお答えをします。

保育所連合会、まさに今定員割れ、少子化はもっともっと私は進んでいくと思います、残念ながら。そうならなければ一番いいんですけれども、現実は少子化、定員割れ。その中で、少なくとも先ほど村上啓二議員も申し上げましたように、連合会の一本化、このことだけは当たり前であります。なぜ一本化にならないのか、私は不思議でなりません。そしてこのことは、先ほど何回も申し上げたように、会合があるごとに私は代表に「それぞれ言い分はあると思うけれども、できたら一本にして前向きな話し合いしましょう」と、このことを私いつも言って

います。

でも、工藤議員から言わせるとまだ努力が足りない。今後、このためにも指導に取り組んでいくことはやぶさかではありませんけれども、何せ保育所の人はみんなすばらしい人ばかりで、それぞれの考えが違うようであります。そのものの価値観、保育に対する姿勢、わだばこうする、わだばそれだばまいねとかって、そういうことでなかなか一本化しない。福祉事務所の歴代の部長も、何回も一本化させようとしてもどういうこの体質なのか、そう簡単にはいかないという。でも、努力することをお約束したいと思います。

もう一つは、こみせ駅の一つのビジョンというか、黒石ではこういうふうな構想を持っています。これはもちろん私なりには持ってますけれども、それは余り市だけが前に出るとこの黒石の何ていうんですかなあ、思う気持ちはみんな、余り上から来れば押さえつけられたような、非常にそこは私の十何年の経験からいくとそうです。

ですから、これからは民間を入れた、どうあるべきかっていうものも真剣に議論しなければならないだろうし、それは私は購入を決めた一番大事な気持ちは、購入した後どう市民にこたえるべきか。このことを私は大変強く感じました。難しいと思います。

でも、工藤議員みたいに市民が一つになって、市役所がやる気を見せることが、私は必ずあのこみせの中心をなすこみせ駅もよくなるものだと。そう強く思っておりますので、どうか工藤禎子議員もこみせのイベントにはしょっちゅう顔を出しながら、大変詳しくその目で現実を見ているということだけは私も大変ありがたく思っておりますので、今後とも批判は批判で結構でありますけれども、御提言なりいろんな考えもまた私からもお願いして終わります。

福祉部長(齋藤繁人) 広域入所の内容ということですが、議員も先ほどおっしゃった内容で、 里帰り出産とか、勤務先に近いとか、実家に近いとか、保育内容がよいとかの理由でございま す。

それから、入所率のアンバランスのことですが、確かに黒石の入所率を見てみますと、いっぱいなところもあるし、減となっているところもございます。その理由としては、広域入所の内容と同じで勤務先に近いとか、地区的なものとか地域的なものとか学区も考えられます。保護者もまた保育所を自由に選べる状況ですので、それらも理由かなと思っております。

それから、社会福祉法人の給与体系のことだと思いますが、社会福祉法人の理事会で決めることでございます。給料の話もしましたけれども、同じ勤務時間内での常勤はどうなのかなということは私も感じています。以上です。

議長(斎藤直文) 教育部長。

議長(斎藤直文) 福祉部長。

教育部長(久保正彦) 図書コーナーのパソコンの使用の際の電気開放についてですけれども、

他の利用者のこともありますし、それらの意見も参考にしながら、実態を調べて前向きに検討 してみたいと思います。以上です。

議長(斎藤直文) 5番。

5番(工藤禎子) 保育内容で入れているというところもあると。そうすると、その青森黒石間までの距離でね、すばらしい保育所だというふうなことでやっぱり来ているということもあるのかどうか、お知らせ願いたいというふうに思います。

それから、伝建群ですから 1 8 なんですけれども。今何か役所がね、余り出ていくと上から 目線のような形で押しつけささるという。そういうことじゃなく、アイデアをいっぱい市の職 員も出してほしいということです、共に考えるということなんです。私もいろいろとアイデア 出してますけれども。だから、それを期待するんです。一緒に、共に、そういうことのやっぱ り決意の中で形であらわす。結果であらわさなければだめというふうなことで、私も強く期待 するがゆえにですね、伝建群を守りたいがゆえに私は言っているわけで、その点もう一度お願 いしたいと思います。

議長(斎藤直文) 福祉部長。

福祉部長(齋藤繁人) 広域入所どこから来ているか、青森も出ましたけれども、お答えいたします。

青森市からは黒石市に来ているのは19名、弘前から27名、平川から24名、大鰐から1名、藤崎から1名、田舎館から12名、板柳から2名、つがる市から1名、東京都東村山市から1名、88名でございます。以上です。

(「広域入所しているところの理由」と呼ぶ者あり)

失礼しました。

理由ということですが、保育の質という意見が多いです。以上です。

議長(斎藤直文) 市長。

市長(鳴海広道) 工藤禎子議員のその気持ちは私も理解をしたいと思います。いろいろな知恵、考えあります。ありますけども、まさにこれからの時代は何でも共有していかなければなりません。このことをやらないと一方的になるとか、今質問はそうでないようです。お互いにみんなでいい考えを持ち出しながら、そういうことはこれから工藤禎子議員の意見も参考にしながら、市としても積極的にその場に出ていきながら、いい位置づけ、いい方向性、実現性というものを考えていきたい、約束します。

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

本案に対してはお手元に配付のとおり、工藤和子議員ほか1名から修正の動議が提出されま した。提出者の説明を求めます。1番。

登 壇

1番(工藤和子) 修正案を提出いたしました二人を代表し、修正案の提案理由を申し上げます。

こみせ駅の取得は土地・建物の所有者、また経営に悪戦苦闘している津軽こみせ株式会社の 方々のまちづくりと、市の活性化に対する情熱を考えれば取得による運営も一つの方法かもし れません。

しかし、一般質問の御答弁、議会後の説明を聞く限り、取得のための真剣な検討がなされたとは到底思えませんでした。副市長は議会後の説明の中で、声を大にして「こみせ駅は取得することで、市の負担がなくても運営できるようになる」と力強く言っておりました。けれども、何の根拠も資料もない、口先だけの発言としか聞こえませんでした。財産取得の予算、提案には少なくとも運営費用はもとより、利活用計画等のいわゆる費用対効果が説明できる参考資料ぐらいはあってしかるべきと思うのですが、これらの状態で予算を提案するこのこと自体理解できません。

以上のことから、この予算について修正案を提出した次第です。議員皆様方の御賛同をよる しくお願いいたします。以上です。

降壇

議長(斎藤直文) 修正案について、質疑を許します。5番。

5番(工藤禎子) 市長提案の意見ということではなく、しっかりと修正案を出している以上ですね、代替の案をきちんと、要するにそれに匹敵するくらいの考えをきちんと持っていないといけないというふうに思いますが、その点どうでしょう。

議長(斎藤直文) 10番。

10番(山田鉱一) とりあえず、今は一般会計は黒字になったわけですけれども、特別会計の方ではまだまだこれからです。アクアリゾートパークあたりでも7億円で買わなきゃだめなんですよ。それをこれから買ってで持ち出しがなければよいけれども、将来的にどれぐらいになるかはわからないわけです。やはり、そういうのに今は職員等の給料あたりも削減しているのに買うべきではないということであります。

議長(斎藤直文) 12番。

12番(中田博文) 今、提案理由を聞いてですね、運営費が云々載ってないとかどうのこうのということでありますけれども。今現在は津軽こみせ株式会社が経営をしているわけでありますので、市の方にその運営費云々ということになると、今この後はわかりませんけれども、今現在経営している人たちに対していささか問題があるのかなということを感じましたので、その点答弁と。

それと取得に関して、行政側に強い意思が感じられなかったと。どういうふうに感じられなかったかという感想を述べていただきたいと思います。

議長(斎藤直文) 1番。

1番(工藤和子) あのですね、この取得に関してですね、本当に私から見れば、買う目的というのがただ単に、今まで株式会社の方から「何とか何とか、大変だ」っていうそういう気持ちを行政の方には伝えていたと思うんです。そこにたまたまその本当に簡単に文化庁の方から「それじゃあ、ここ土地の半分予算をつけましょうか」という、ただそこだけでやってきたっていうのが強く感じられます。

私、この議会で活性化についてはTMOとか、こみせ株式会社についてはかなり質問いたしておりました。市長はですね、こうなんですよいつも「民間でやるものは手を出す必要がない。民間のものは民間でやればいい」という御答弁が私は記憶に残っております。今まで何とかって来ても、今までお金がないから結局離してきたんでしょ。今、ただ単に文化庁から土地の半分、50%来るからっていう目的だけで買ったっていう、本当に発端は非常に軽い。で、その後の計画っていうのが費用対効果とか、どうなるのかっていうことがまるっきりないんです。ただ松の湯と連携してやっていきたいというそれだけでした。

それからですね、やはり私先ほども言いました、副市長は責任あるその、絶対赤字にしないんだと。それはだれしも思う願望ですよ。でも、今までこみせ株式会社も一生懸命やってきたんですよ。でもこういう状態でしょう。これを行政が今度取得して、その後指定管理者にするんだが、業務委託にするんだがって出てますけれども、また目に見えているんですよ。目に見えてます、予算がかかるっていうのが。お金がかかるっていうのが見えてる、やらなければわからないけれども。ですから、我々は非常にそこを危惧しているわけ。今まで「お金ない、お金ない」って、何十年、十何年やってきた。そういうことです。

議長(斎藤直文) 10番。

10番(山田鉱一) 今こみせ駅にはお金が出てないと。そうすれば、伝承工芸館なり何でもお金を出さなくても経営ができるかと。そういうものと同じなんですよ、役所で持てば。経営ができなくなればそうなるわけ。だから、今から懸念してるってのが工藤和子議員の話です。以上です。

議長(斎藤直文) 7番。

7番(北山一衛) この修正案に対して、ちょっと一、二点ほど質問したいんですけれども。 提案理由といたしまして、ちょっとこみせ株式会社という株式会社が運営しているのと、こ の土地の問題、を買うのとでは地権者とは話が違うわけです。地権者から土地を買って、そし てそれを市のものにするわけであります。そして、これからどうやっていこうかと、みんなで 考えていくときに、ただこみせ株式会社が悪い悪いというようなことを言っている。そうすれば、こみせ株式会社が悪いのかどうか、まず1点質問をしたいと思います。

そして、もし市が買うと、これが大家が黒石市になるわけです。利活用がこみせ株式会社と違った運用ができるようになるわけであります。いろんな使い方がこれからできてくる夢が大切だと、前回の一般質問で佐々木議員が質問しておりました。福沢諭吉の夢から始まって夢に戻ってまた大きな夢になると。これがやはり今回の買う目的であるんじゃないでしょうか。ですから、まずそのこみせ株式会社をどう思っているのか、1点。

そしてもう1点は、本当にこの建物を必要でないのかということを聞きたいと思います。 2 点お聞きします。

議長(斎藤直文) 1番。

1番(工藤和子) 別にこみせ株式会社を悪いって言ってるんでないですよ。今まで悪戦苦闘、一生懸命やってきたんでしょう。でもその結果、市の出資金も4,900万ですか、すべて食ってしまったてば表現悪いんですけれども、大変だったわけですよ。それを今後、こういう状態でまた市が買い取ってやるっていうのが大変でないか、市が大変なんだ。市っていうのは、要するに3万7,000人の市民ですよ。

(「建物は必要なのか」と呼ぶ者あり)

(「それは否定していません」と呼ぶ者あり)

(議場騒然)

議長(斎藤直文) 静粛に。静かにしなさい。退場を命じますよ。5番。

5番(工藤禎子) お聞きいたしますけれども、例えば買わないとすればですね、そこが近々閉めるとか、来年閉めるとかっていうふうになった場合に、本当に今取り組んできた黒石の歴史と古いね、たたずまいを残すっていう重点保存地区の取り組みをですね、やっぱり頑張って守っていくというふうな立場に立てば、やっぱり今そこを閉めてね、要するに言葉悪いですけれども、歯欠けするわけにはいかないというふうに思うんですけれども。もし、買わないとすれば、どうしたいと思っているのかもお聞きしたいと思います。

議長(斎藤直文) 10番。

10番(山田鉱一) こみせ駅はいいしてらんでしょう。いいはんで別になくなるってことはないんじゃないの、何でなくなるの。運営はいいんでしょう、いいから何かさっきしゃべっちゃんじゃないの。だから頑張っているんだから別に買わなくたって、それはそのままでできると思うんですよ。

議長(斎藤直文) 7番。

7番(北山一衛) 先ほどの質問、必要でないか必要でないかの答弁がなかった。これはこの

修正案提出者に対してお伺いしたい、1点。

そしてまたもう 1 点。重伝建の建造物群保存地区保存事業の補助金であります。この補助金は重伝建全体の問題であります。ここでこれを修正して、要らないと国に戻した場合、これからのこの重伝建の保存地区に対しての予算措置がとれるのか。というのは、最初にいろいろと申請書を出して、国に対してお願いしますよと言ってお金がついているわけであります。それがですね、決定交付通知書来てこれからというときに要りませんということになると、黒石の伝建群はどうなっているんだと。果たしてやる気があるのかと、この伝建群に対する人たちを否定することになると思うんですよ。その辺をどう考えているのか、お伺いしたいと思います。議長(斎藤直文) 1番。

1番(工藤和子) そこまで私は建物、要するにこみせ駅をあのまま、あれは必要だとは思っています、あれは必要ですよ。ただ、市で買うっていうことに。

それからですね、文化庁に対して要するに伝建群のお金、文化庁からいただいたものを拒否するということはというけれども、文化庁、国の文化庁がそんな小っちゃいことで一々、むしろ今、事業仕分けなどをして800万必要ない、むだを今省いていますよね。それなくなれば、文化庁というより要するに民主党、今一本化しますので、別に大したことないんですよ。 議長(斎藤直文) 12番。

12番(中田博文) 工藤和子議員のですね、伝建群の進捗とかそういうものの一般質問、今までも数多くやってきた議員だと思って理解しております。推進に対してはまだまだ足りないと、もっと大いにやっていかなければいけないということを私、再三再四聞いておりますけれども、そのこみせに対する、そのこみせ駅に対する今の修正的な意見というものに対しては、逆に憤りを感じます。

私の一般質問を今回の一般質問を聞いていただけましたか。所有者20名、平成2年平成の初めにですね、20名の方々が6,400万という莫大な金を費やしてですね、古き町並みを守らなければいけないということで立ち上がったんです。で、今まで守ってきてくれたんです。で、それを私はもう何年も前から、市で取得して核として拠点づくりしていかなければいけないということを提言してまいりました。で、今回、いろいろなそれぞれ所有者の事情等もやっぱり出てきておりますので、ここで市の方で取得して再スタートするための問題提起ということで私は感じております。

よって、この行政側のとった処置というのは私はすこぶる賛成しておるわけでありますけれ ども、一概に公費で買えばだめだとか、借金がふえるとか、財政再建に対してマイナスだとか ということではあり得ないと思います。財政再建はしていかなければなりません。そしてまた、 伝建群を生かしたまちづくりをしながら、黒石の顔としてやっていかなければ町の中に何があ りますか。中野のもみじとか、山形地区伝承工芸館とかありますけれども、これはこれとして、 黒石市の顔になるとは思いますけれども、伝建群を守っていくためには、今このこみせの取得 っちゅうのは絶対不可欠なものだと私は思って、工藤和子提案者の方にその見解のほどをお尋 ねいたします。

議長(斎藤直文) 10番。

10番(山田鉱一) とりあえず、前の20人は買ったと。やはりそれは先を見ないで買ったわけですよ。だから、市もずっと先をやっぱり見ないとだめでしょうけれども。やはり、そこのためにはもっともっと提案があって、それで考えがあって買うのであれば、またそれは別かもしれませんけれども、やはりそういうものもちゃんと示さないで買うと。

また、補助金の話しゃべってるんだけど、文化会館だって閉館してるんですよ。あれだって 補助金でしょう。結局そういうことになりかねないんですよ。だから、そういうふうに安易に 買うということは私はいかがなものかなあと思って、今は反対したわけです。以上です。

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

原案並びに修正案についての討論を許します。7番。

7番(北山一衛) 私は、この修正案に反対するものであります。

中町こみせ通りは伝統的景観を保ったまま現存しており、人と風土が育て上げた家並みとして、昭和61年に手づくり郷土賞、特色ある街道として昭和62年に日本の道100選や、平成17年には国重要伝統的建造物群保存地区に選定。さらに、平成19年には美しい日本の歴史的風土100選を受賞するなど、すぐれた歴史的文化遺産として高く評価されております。

このようなことから、歴史的町並みの雰囲気を維持し、その価値をより高め、こみせの再生・修復とともに、これらを核とした商業・観光・文化などの活性化に向けたまちづくりなど、歴史的環境の保存・整備・活用を図っていくことは我々の責務であると考えております。このような観点で、貴重な歴史的文化遺産をより磨き上げ、次世代へ継承することが今の時代に生きる我々に課せられた大切な使命であると思います。

したがって、私は当該物件の購入に賛成するとともに、修正案に対しまして反対するものであります。

議長(斎藤直文) 5番。

5番(工藤禎子) 私も結果的には修正案に反対するものであります。

この重伝建保存地区をですね、本当に黒石らしい町並みを生かして守り、保全して観光に取り組むということでね、この大変な時期でも市が取得したその行政の姿勢があるわけです。それに私は賛成するものであります。それを削減するということはですね、このまちづくりを大事な作業として考えていないのではないかっていうふうに、要するに修正案を出す方にですけ

れども。

もう 1 点は代替案ですね、責任持った代替案を示せないというようなことからいくと、やっぱり修正案には反対し、本議案には賛成するものであります。

議長(斎藤直文) 10番。

10番(山田鉱一) 市の財政状況は今現在、一般会計については黒字に転じているものの、 市全体の会計を見れば健全化にはまだまだほど遠い状況にあります。

市長は一般会計を黒字にするために、市の活性化政策を多分に後退させてきたのではと思っています。観光のみならず、市の活性化のシンボルであった純金こけしを売却したり、文化活動の拠点である文化会館を閉館するなど、市民の夢と活力を奪ってきた大きな要因になったことは皆さんも御承知のとおりであります。

また、黒字には市民の負担と職員の人件費削減が大きく貢献していることを忘れてはなりません。多くの市民が待ち望んでいる文化会館の開館もなく、さらに今後も人件費の削減を維持しなければならない今の現状の中で、運営費用対効果も明確にできず、経営に悪戦苦闘している物件を今取得することは賛成できません。

よって、この修正案に賛成するものです。

議長(斎藤直文) 11番。

11番(鳴海泰三) 重伝建保存地区である中町こみせ通りの中で、国の重要文化財高橋家や市の文化財鳴海家と接近しており、きょうまでこみせを守ってきたわけです。

津軽こみせ株式会社は、その建物の一部を使用しまちづくりを行ってきたものであり、根本的に本件と混同すべきものではありません。後世に残すべき文化遺産として多くの方々に親しまれ、町並み景観を守ってきたそのこみせを失うことだけは絶対に避けなければなりません。市が取得することで、先人が築いてきた貴重な文化遺産を未来につなぐことを国も理解し、補助金の交付を決定したものと理解しております。国の政権交代や事業の見直し作業がある中で、文化庁の支援であり、この機会を逃すべきではないと私は思います。

よって、私はこの修正案に反対するものであります。

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

まず、議案第139号に対する修正案を採決いたします。

(「無記名投票」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) ただいま、山田鉱一議員ほか1名から、無記名投票によられたいとの要求がありました。

本要求の所定数は2名以上でありますので、会議規則第70条の規定により、無記名投票を もって行います。

(議場騒然)

議長(斎藤直文) 暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

午後 4時41分 開議

議長(斎藤直文) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、工藤賢治議員ほか5名から、村上啓二議員に対する懲罰の動議が提出されました。 お諮りいたします。

本動議を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、村上啓二議員に対する懲罰の動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

村上啓二議員に対する懲罰の動議を議題といたします。

動議提出者から説明を求めます。14番。

登 壇

14番(工藤賢治) 提案理由を申し上げます。

平成21年度黒石市一般会計補正予算に対する修正案の採決に入る際、村上啓二議員は、神聖なる議場において議長の制止を聞かず、議席を立ち議長席に立ち向かい、不穏当発言をし、議会の品位を汚したことから、黒石市議会会議規則第143条、第145条及び第146条に抵触するものと考え、懲罰動議を提出するものであります。

降壇

議長(斎藤直文) これより、動議提出者に対する質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

お諮りいたします。

懲罰動議については、会議規則第153条の規定により、委員会の付託を省略することができないことになっております。

よって、本件については6人の委員をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、6人の委員をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付 託の上、審査することに決しました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。 暫時休憩いたします。

午後4時44分 休憩

午後5時51分 開議

議長(斎藤直文) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、工藤俊広議員、北山一衛議員、後藤秀憲議員、山田鉱一議員、鳴海泰三議員、工藤賢治議員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6人の議員を懲罰特別委員会委員に選任することに決しました。

この際、懲罰特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後5時52分 休憩

午後9時31分 開議

議長(斎藤直文) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

休憩中、懲罰特別委員会において審査した結果について、報告したい旨の申し出がありましたので、村上啓二議員に対する懲罰の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、村上啓二議員に対する懲罰の件を議題といたします。

本件に対し、委員長の報告を求めます。懲罰特別委員会委員長。

登 壇

懲罰特別委員会委員長(鳴海泰三) 懲罰特別委員会審査報告書

当委員会に付託になりました村上啓二議員に対する懲罰特別委員会の審査の経過と結果につ

いて、御報告いたします。

当委員会は、先ほど議会会議室において会議を開き、審査をいたしました。

委員会はまず組織会を行い、委員長に私、鳴海泰三、副委員長に後藤秀憲委員を選任し、直 ちに審査に入ったわけでございます。

本件は、平成21年度黒石市一般会計補正予算(第7号)に対する修正案の採決に入る際、神聖なる議場において議長の制止を聞かず、議席を立ち議長席に立ち向かい、不穏当発言をし、議会の品位を汚したものとして、不本意ながら、本日12月18日、1日間の出席停止とすべきものと決定した次第であります。

以上で、審査の経過と結果についての報告を終わります。何とぞ、当委員会の決定どおり、 議員各位の御賛成をお願いいたします。

平成21年12月18日

懲罰特別委員会委員長 鳴海泰三

降壇

議長(斎藤直文) 委員長報告に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

これより、村上啓二議員に対する懲罰の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、村上啓二議員に本日1日間出席停止の懲罰を科することであります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長(斎藤直文) 起立少数であります。

よって、村上啓二議員に本日1日間出席停止の懲罰を科することは否決されました。 村上啓二議員の入場を求めます。

議長(斎藤直文) 次に、引き続き修正案の採決を行います。

先ほどの宣告のとおり、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(斎藤直文) ただいまの出席議員数は15名であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長(斎藤直文) 投票用紙の配付漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

議長(斎藤直文) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本修正案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規 定により、否とみなします。

点呼を命じます。

(点呼)

(各員投票)

議長(斎藤直文) 投票漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(斎藤直文) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番工藤俊広議員、10番山田鉱一議員を 指名いたします。

よって、両議員の立ち会いを願います。

開票いたします。

(開票)

議長(斎藤直文) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 15票

これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、賛 成 7票

反 対 8票

以上のとおり、反対が多数であります。

よって、本修正案は否決されました。

次に、原案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(斎藤直文) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第18 議案第140号 平成21年度黒石市介護保険特別会計補正 予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。 質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第19 議案第141号 平成21年度黒石市国民健康保険黒石病院

事業会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。 質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第20 議案第142号 黒石市国民健康保険黒石病院事業の設置等 に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

登 壇

市長(鳴海広道) 議案第142号は、黒石市国民健康保険黒石病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

地方公営企業法第4条に基づき、同法の規定全部を病院事業に適用することを定めるほか、 同法第7条の規定に基づき設置されることになる、病院事業管理者の権限に属する組織を黒石 国民健康保険黒石病院に置くこととするなど、所要の改正をしようとするものであります。

降壇

議長(斎藤直文) お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。 質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第21 議案第143号 黒石市国民健康保険黒石病院事業管理者の 給与及び旅費に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

登 壇

市長(鳴海広道) 議案第143号は、黒石市国民健康保険黒石病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例制定についてでありますが、病院事業に地方公営企業法の全部を適用するため、 黒石市国民健康保険黒石病院事業管理者の給与及び旅費に関して、必要な事項を定めようとするものであります。

降壇

議長(斎藤直文) お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。 質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第22 議案第144号 黒石市国民健康保険黒石病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

登 壇

市長(鳴海広道) 議案第144号は、黒石市国民健康保険黒石病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例制定についてでありますが、病院事業に地方公営企業法の全部を適用するため、黒石市国民健康保険黒石病院企業職員の給与の種類及び基準に関して、必要な事項を定めようとするものであります。

降 壇

議長(斎藤直文) お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。 質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第23 議案第145号 黒石市国民健康保険黒石病院使用料及び手

数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

登 壇

市長(鳴海広道) 議案第145号は、黒石市国民健康保険黒石病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてでありますが、妊婦健康診査の公費負担拡充が図られたことに伴い、妊婦健診料を見直すとともに、病院事業に地方公営企業法の全部を適用するため、所要の改正をしようとするものであります。

降壇

議長(斎藤直文) お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。 質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第24 議員提出議案第3号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、 直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 以上で、今期定例会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。 これにて平成21年第4回黒石市議会定例会を閉会いたします。

午後9時58分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成21年12月18日

黒石市議会議長 斎藤直文

黒石市議会議員 工藤 禎子

黒石市議会議員 山田鉱一